

老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業者に対する行政処分について

平成30年12月20日
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

有料老人ホーム事業者である極東警備保障株式会社に対し、老人福祉法（昭和38年法律133号）第29条第13項の規定に基づく行政処分を平成30年12月20日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名： 極東警備保障株式会社
代表者名： 代表取締役 長谷川 力也
所在地： 旭川市永山北1条10丁目11番19号

(2) 施設

施設名： 住宅型有料老人ホーム サポートハウス美咲
所在地： 旭川市永山5条24丁目4番15号
類型： 住宅型

3 処分の内容

老人福祉法第29条第13項に基づき、改善に必要な措置をとるべきことを命ずる。

4 処分の理由となる事実

- ・当該施設の職員が入居者に対し故意に暴行した結果、外傷性くも膜下出血という怪我を負わせたほか、過去にも複数回暴力を振るっていた。
- ・平成29年2月1日から平成30年10月8日まで管理者が不在であり、職員の管理体制が不十分であった。

5 改善命令の内容

- ・高齢者虐待の防止のための具体的な措置を講ずること。
- ・職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う立場として管理者を配置するとともに、今後、変更が生じたときは、一月以内に届出を行うこと。